

令和5年 第11回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和5年11月28日(火) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番 橋口 昌央	2番 幸妻 正浩	3番 上野 光正
5番 松井 正一郎	6番 永友 薫	7番 坂元 洋子
会長 坂本 弘志		

農地利用最適化推進委員

1番 宮越 美秋	2番 久保田 伸博	3番 山本 浩司
5番 小原 拓也	6番 赤澤 克俊	7番 坂本 幸

4. 欠席委員
農地利用最適化推進委員1名
8番 永友 定己

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第59号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第60号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第7 議案第62号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第8 議案第63号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第9 議案第64号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子
(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和5年第11回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は6名が出席です。

なお、欠席の8番永友定己推進委員からは、欠席届が提出されております。

本日は、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、3番上野光正委員、5番松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記の通り、本日11月28日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい、事務局でございます。

それでは、資料の2ページを御覧ください。

まず11月の業務報告について、でございます。

2日に「西都児湯管内農業委員会委員研修会」を開催されまして、記載してありますように、11名の委員の皆様に参加をいただいております。

6日に「定期監査講評」が行われ、会長が出席して、監査委員より講評を受けております。

同じく6日に「農地利用最適化交付金に係る会議」が行われております。

続いて7日「児湯農協管内総合農政推進協議会 幹事会及び児湯地域担い手育成総合支援協議会 担い手支援部会」が開催をされております。

8日に「宮崎県農業委員・農地利用最適化推進委員全体研修会」が開催され、9名の委員の皆様に参加をいただいております。

10日に「高鍋町農業者年金受給者協議会 会員交流会」が開催をしております。

13日から14日まで「九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会」が熊本市において開催をされております。高鍋からも2名の女性委員と係長で参加をしたところがございます。

14日に「市町村農業委員会会長及び事務局長会議」が開催をされております。

15日と16日で「非農地判断に伴う現地調査」を行っております。

同じく16日に「宮崎県農業会議 巡回」が行われております。

21日、22日で「西都児湯管内農業委員会会長・事務局長合同県外視察研修」が大分県の豊後高田市他で行われております。

22日に「地域計画 協議の場」ということで、実際12月にそれぞれの地区の農家さんを集めての会議のことになるのですが、協議の場といいます。これの事前準備ということでの会議が、20日に行われています。

24日に「地域計画に係る農業政策課との内部協議」を行っております。

本日になりますけど、臨時議会は午前中に開催をされております。

11月の総会は、21日に現地調査を行いまして、本日が総会となっております。

続きまして12月の業務計画になります。

1日に「行政事務連絡員会」が開催をされます。

7日から18日までの予定で「高鍋町議会 定例会」が開催をされます。

11日に先ほど言いましたけど「地域計画 協議の場」ということで、高鍋北地区一応モデル地区で川から向こうの地域になりますけども、開催をされます。

14日に「農業者年金受給者協議会 会員研修会」を行う予定としております。

12月の総会関係になりますけど、20日が現地調査、26日が総会となっております。よろしく願いいたします。

報告は以上です。

3 ページを御覧ください。県進達経過報告を申し上げます。

10月30日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条

〇〇〇〇さんの事業所建物敷地の件は、11月9日付で許可となっております。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから3ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、4ページをお開きください。

議案第59号「農地移動適正化あっせん事業について」です。

1番 令和5年11月13日、売渡しの申し出です。

申出者 〇〇〇〇

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 595㎡ ほか1筆

申し出のそれぞれの地図につきましては、5ページから7ページに掲載しております。

この申し出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 売渡し申し出 担当委員 2番 久保田伸博 推進委員
順番委員 5番 小原 拓也 推進委員

よろしく願いいたします。

日程番号5、議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、8ページをお開きください。

議案第60号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 3条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 873㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当の上野光正委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。それでは、御説明を申し上げます。

場所は、10ページを見ていただきますと、斜めに左から上に上がっているのが、県道の〇〇線であります。

左側に〇〇がありますけども、〇〇を通り過ぎて西側の方から〇〇に行く途中の約300m行った所が申請地になります。

今年は稲を刈り取った後は見えませんでした。所有者が県外に在住のため耕作できずに、譲受人がこれまでも農地として利用しており、この度、譲受人が経営規模拡大を図るため購入して、今後も農地として利用したいという申し出であります。

譲受人につきましては、77歳と少し高齢ではありますが、主に〇〇地区において稲作と露地野菜を中心に約3,800㎡を栽培されております。

さらに水利組合の役員も長く勤められております。

お元気にご活躍中であります。

購入価格は、総額〇〇〇〇円で、10aあたりに直しますと〇〇〇〇円となります。

購入後も今までと同じように農地として利用するために周辺の農地利用に影響を及ぼすことはないと思われております。よろしくお願いいたします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい、2 番。

何も付け加えることはございません。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、1 2 ページをお開きください。農地法第 3 条調査書を付けております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2 番 3 条無償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 0 2 7 m² ほか 2 筆 計 3, 8 3 8 m²

譲渡人 (亡) 〇〇〇〇 上記遺言執行者 〇〇〇〇

譲受人 ○○○○

この件につきまして、担当の坂元洋子委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

7番。

[7番]

はい。7番、説明します。

農地法第3条の特定遺贈による所有権移転です。

現地は、13ページを見てください。○○線を○○方面に向かい、○○から北へ70m行った○○があった隣の農地になります。

○○○○さんの農地ですが、すでに亡くなっており、法定相続人でない申請人へ譲るとの遺言書があり、申請人、○○○○さんが遺言執行者として、裁判所の選任を受け、3条の許可を申請することになりました。

14ページから15ページを見てください。東側の畑は高菜が植えてあり、道路挟んで西側の畑は、ロータリーがかけてありました。

○○置き場で使っていた農地は、ブロック塀があり下にコンクリートが張っているのですが、そのコンクリートとブロック塀を綺麗に取り除き、畑に戻すことを前提に申請許可を得ることになります。

これからも○○○○さんは、農地として利用し、耕作放棄地を作らないためにも許可申請をお願いします。以上説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

[議長]

推進委員から補足することがありましたらお願いします。推進委員5番。

[推進委員5番]

はい、5番。

特に今の意見に付け加えることはありません。以上です。

[議長]

はい。事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、16ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。

農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

日程番号6、議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。

17ページをお開きください。

議案第61号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

登記地目 畑 現況 畑 331㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、建築事業用倉庫及び作業場敷地です。

担当の松井正一郎委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

5番。

[5番]

はい。5番、説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の案件です。

譲受人が〇〇〇〇さん、譲渡人、〇〇〇〇さん、両者とも現在鹿児島に在住しております。

場所は、19ページを参照いただきまして、中央の〇〇坂のバス停を少し通り過ぎました右側、道路から畑1枚入った場所が申請地になります。

現在、〇〇の木や〇〇、〇〇等の〇〇が栽培されておりまして、下端や雑草等綺麗に管理されて、非常に綺麗な状態になっております。

聞いたところによりますと、譲渡人の〇〇〇〇さんが月に1回ほど訪れて管理されていることで、非常に綺麗な状態を保っております。

転用の目的ですが、譲受人の〇〇〇〇さんが今後高鍋町内で永住するとのことで、鹿児島で建築業を営んでいるそうなので、そのための建築事業用倉庫及び作業場等の敷地として活用できる土地を探していたところ、当該申請地が適当であると判断し、購入ということになった次第です。

転用後に平屋倉庫を建築、21ページを参照いただきまして、これが図面になります。

北西側に新しく側溝を設置、隣接地との間にも既存の側溝がありますが、それも活用して雨水の処理を行うということで問題等は発生しないということです。

土砂流出に関しましても、隣接地との間にブロックや垣根等がすでに設置されておりますので、問題ないかと思われまます。

資金につきまして、建築費が〇〇〇〇円、土地代が〇〇〇〇円となっております。

建築費については、建築業ということで安くできるということでこの金額で、こういう計画になっております。

資金上の調達について問題無いということが添付されております。以上ご審議お願いいたします。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、第2種農地です。他の宅地で建築事業用倉庫建設と作業場の検討を行われておりましたが、条件が合わず断念し、必要な面積などの条件が合う申請地を適地と判断したということから、転用はやむをえないと判断します。

申請地については、18ページから20ページにそれぞれの図に位置を示しております。

20ページの公図をご覧ください。申請地の購入に合わせ、申請地と道路の間の****番*の宅地なのですが、今は何も無い状態です。そちらも譲

渡人の土地で、そちらを購入し、申請地への進入路と駐車場として利用するという事です。

この進入路があることで、申請地に倉庫を建設するための接道要件も満たしていることを町の建設管理課に確認をしております。

また、申請地と****番*の間に北から南、上から下に細い水路が入っているのですが、進入路としてこの水路の上を通りますので、そちらについて町の建設管理課と協議をしているということです。また申請地は、埋蔵文化財包蔵地でないことを確認しております。

21ページを横にしてご覧ください。左上が配置図となっております。その右隣りが平面図です。下側に左側の立面図、南側の立面図ということで書いてあります。

左上の倉庫配置図を見てください。下の方が進入路の方になっておりまして、奥の方に倉庫を建てるといような、申請地の配置になっております。倉庫の前に砂利を敷き作業場にする計画です。

雨水と排水の処理については松井委員のおっしゃったとおりです。

資金についてなのですが、言われたとおり建築費は御自分で建てるといことで、お安い値段で申請書に書かれていました。あとこの宅地を買われるといことで、合計金額分の自己資金について金融機関の残高証明が添付されており、問題ないことを確認しております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、

[3番]

確認なのですけど。

[議長]

はい、3番。

[3番]

土地購入費はいくらですか。

[5番]

〇〇〇〇円です。

[3番]

331㎡で〇〇〇〇円、高いですね。
一帯ですと〇〇〇〇円ぐらいになりますね。

[5番]

そうですね。

[3番]

〇〇地でしたかね。

[5番]

今は畑ですけど、現実には〇〇がいくつか植えられている状態でした。
ただ撤去はすぐできます。撤去してしまえば、綺麗な畑というか、雑種地状態になります。

[3番]

田んぼを持っていれば、無償でいいですよと言っていたのですが、
反当が〇〇〇〇円もしてそれで売っていたら、なかなか強か者だなと思いまして。

[5番]

大嶋さんが補足されたように、隣接の宅地も一緒に買うので。

[3番]

これも一緒に入っているのですか。

[事務局]

宅地も買われるのですが、その農地の部分については、〇〇〇〇円ということですが。

他のところの転用もですが、跡を転用で宅地として使われる場合には、農地の価格とは全然違う金額の取引が一般的です。

通常の農地の価格というのと、宅地での価格の中間ぐらいというような取り扱いが、今までの案件としては多いかと思えます。

農地を農地の取引であれば通常のそのあたりの価格になります。

[3番]

これは標準価格が高鍋町から出されているのですか。こういう場合だいたいいくらですよというのがあるのですか。もう相対ですか。

[事務局]

相対でしたね。

基本、農地を農地取引は過去の事例での県が出している平均数値、今高鍋でいう田畑で378,000円ぐらいとかいう物言いしかしません。

転用する場合については、あくまでも本当に相対なのでまちまちです。

安い所もありますし、すごく高いお金を出して買われる所もあります。

[3番]

はい。

[議長]

宅地として使う予定であれば、それぐらいの金額で取引されるということです。

その他何か、ご質問ありませんか。

それでは質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、17ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

登記地目 畑 現況 畑 1,635㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、機能訓練場（露天）です。

担当の永友薫委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

6番。

[6番]

はい。6番、説明いたします。

農地法第5条による譲渡人、〇〇〇〇様から、譲受人、〇〇〇〇様への所有権移転の申請案件です。

23ページをご覧ください。場所は、〇〇交差点を西に曲がり、県道〇〇線を〇〇方面へ上って行き、町の〇〇を過ぎましたら、右手に〇〇があります。申請地はその建物に隣接してあります。面積は1,635㎡です。

現状は、草刈がされており、綺麗に整地されていきました。

目的は、露天の機能訓練場として使われる予定です。

周りをフェンスで囲まれている申請地は、事業所の利用者さんが、自動車の出入りのない安全な場所でウォーキングをしたり、野菜の栽培作業や収穫作業、花卉栽培作業を通じた機能訓練場として利用されるそうです。

土地取得費は〇〇〇〇円、施設整備費〇〇〇〇円、合計〇〇〇〇円を全額自己資金にて賄われるそうです。

25ページを御覧ください。

雨水については、地下浸透とし、念のため申請地内の南端に素掘りの溝にて雨水を受けるといことです。

また水道の設備はないため、汚水が発生する懸念はありません。

所有地以外の土地の境界は、土地の形状や地面が固まっているため、土砂が流出する懸念もありません。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、第1種農地となりますが、不許可の例外の既存の施設の拡張に該当し、転用対象です。今回の申請は、利用者の方の屋外の機能訓練場ということで申請をされております。

利用者の中には、情緒不安定な方もおり、音楽療法などで安らぎの時間を設けたり、運動として施設内のウォーキングをされているそうですが、ウォーキング場として、現在はアスファルト舗装された駐車場を利用されており、自動車の出入りがあるため、安心して利用できる申請地をウォーキング場として利用したいことや、永友委員も言われた通り、花や野菜の栽培等を通じて、訓練の場としたいということで申請をされております。

申請地については、22ページから24ページのそれぞれの図に位置を示しております。

23ページ、24ページの方に現在の敷地を点線で囲っております。そして申請地を実線で囲っております。

25ページは、配置図です。申請地を野菜栽培と花卉栽培のエリアと分け、それ以外をウォーキング場や通路とする計画です。

雨水と排水の処理については、永友委員の言われたとおりです。

申請地は、埋蔵文化財包蔵地ですが、新たな建築等を行わないため、今回の転用については、問題ないということを確認しております。

資金については、全額自己資金で賄うということで、費用を満たす残高のある金融機関の通帳の写しが申請書に添付され、資金について問題ないことを確認しております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第62号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1番の案件につきましては、所有権の移転を受けるものが、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退出をお願いします。

[幸妻正浩委員 退室]

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、26ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか2筆 計1, 552㎡
所有権を移転する者 〇〇〇〇
所有権の移転を受ける者 幸妻 正浩
担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員6番。

[推進委員6番]
はい。6番、説明いたします。
〇〇〇〇さんから幸妻正浩さんへの所有権移転です。
幸妻委員は、認定農業者で米、トマト、甘藷等の栽培をされています。
申請地は、〇〇から南西へ3、400mほど行った一帯の農地です。
現地を確認したところ、草が生い茂っていました。隣の水田で耕作している
人の話を聞いたら、1年に1回ほどは、草刈に来ているというふうな情報を得
ましたので、それぐらいの伸びの雑草です。
価格は、〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]
事務局、担当推進委員の説明が終わりました。
ご意見、ご質問はございませんか。
それでは、質問もないようですので、採決いたします。
本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

[幸妻正浩委員 入室]

再開します。
次に利用権設定です。
1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、27ページをお開きください。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4,000㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、利用権貸借の再設定でございます。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で〇〇を中心に千切り大根等を栽培しております。

申請地は、〇〇地区にある〇〇〇〇の北側に隣接している農地でございます。

現地を確認したところ、〇〇が植えてあり綺麗に刈り込まれておりました。期間は5年で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり決定いたしました。

日程番号8、議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番の案件につきましては、利用権の設定を受ける者が、幸妻正浩委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、幸妻正浩委員は、この案件に

関する議事に参与することができません。

幸妻正浩委員は、退出をお願いします。

[幸妻正浩委員 退室]

再開します。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、28 ページをお開きください。

議案第63号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 948㎡ ほか2筆 計2,494㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 幸妻 正浩

本件は、未相続農地となっております。

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと幸妻正浩さんとの、利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは亡くなられており、未相続農地で相続人代表の〇〇〇〇さんと幸妻委員との賃貸借です。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていきました。

支払い開始は、令和7年からになります。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

幸妻正浩委員は、席へお戻りください。

[幸妻正浩委員 入室]

再開します。

次の2番から33番まで32件の案件について、順次、説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 949㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の水田です。

未相続農地で、相続人代表の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの賃貸借です。該当農地で水稻を生産される予定です。

支払い開始は、令和7年からになります。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 204㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田です。

現地を確認したところ、耕運されていまして。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 984㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定で

す。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田です。

該当農地で水稻を生産される予定です。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 587㎡ ほか8筆 計5,308㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の9筆の水田になります。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていきました。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1,131㎡ ほか2筆 計3,300㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田になります。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていきました。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 536㎡ ほか4筆 計7,056㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの、利用権貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の5筆の水田になります。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていきました。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

田 1, 352㎡ ほか2筆 計2, 489㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田になります。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

借賃は、〇〇〇〇円になります。以上です。

[事務局]

1反当たり〇〇〇〇円です。

議案に載っている方が1反当たりになります。

[5番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[5番]

受ける者と所有する者の関係性が分かりにくいなと思ひまして。

同じ住所の人は、何となく夫婦か親子か関係がつくのですが。

7番、8番の案件で、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん住所が違うから、おまけに借地料が今回発生するから、どういう関係でこういうことになっているのか説明をいただきたいです。

[事務局]

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、住所は別ですけれども親子です。

[5番]

〇〇〇〇さんは。

[2番]

はい。いいですか、私で。

[議長]

はい。

[2番]

〇〇〇〇さんは、同じ地区内の〇〇〇〇さん、親戚でも何でもございませ
ん。

[5番]

わかりました、すみません。

[議長]

ありがとうございます。

9番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 616㎡ ほか1筆 計1,162㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田になります。
現地を確認したところ、耕運されていました。
支払い開始は、令和7年からです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 804㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇の水田になります。

該当農地で水稻を生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されていました。

借賃は、〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

11番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4,507㎡ ほか1筆 計5,540㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借です。

申請地は、〇〇の畑になります。

現地を確認したところ、緑肥が植えてありました。

1 反当たり、〇〇〇〇円になっておりますが、両者で了承のもと前回貸借時と同条件です。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 0 1 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは亡くなられており、未相続農地で、相続人代表の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの貸借です。

該当農地で、甘藷を生産される予定です。

現地を確認したところ、甘藷収穫の後でした。

借賃は、〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

それは、総額ですね。

[推進委員 6 番]

はい、そうです。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 9 2 9 m² ほかに1筆 計6, 8 5 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の畑になります。

現地を確認したところ、大根と人参が植えてありました。

借賃は、〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

1 4 番の案件について、事務局より説明をお願いします。

[事務局]

1 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 8 4 5 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の畑になります。

現地を確認したところ、甘藷収穫の後でした。

借賃は、〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

1 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 4 9 6 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の赤澤克俊推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの、利用権貸借です。

申請地は、〇〇の畑になります。

現地を確認したところ、甘藷収穫の後でした。

借賃は、〇〇〇〇円になります。以上です。

[議長]

1 6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 9 2 3 m² ほか 3 筆 計 3, 5 7 3 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇字〇〇の〇〇さんの周辺です。

現地を確認したところ、サイロが積んである状態でした。

借賃は〇〇〇〇円で、期間は5年です。以上です。

[議長]

1 7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 8 1 5 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇から北に100mほど行って右折して、農道を入った150m先の左側にあります。

現地を確認したところ、〇〇を剥ぎ取った後でした。

借賃が〇〇〇〇円で、期間は7年間ということです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 522㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇さんから350mほど〇〇の方に向かいまして、左折して150m先の左側にあります。

現地を確認したところ、耕運されておりました。

借賃が〇〇〇〇円で、期間が10年とのこと。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1, 000㎡ ほか1筆 計3, 283㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の西側 3 0 0 m ぐらいのところにある農地です。

現地を確認したところ、甘藷を掘った後、いづらか残っていた状態でした。

借賃が〇〇〇〇円で、期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

はい。

ここでしばらく休憩をいたします。

[議長]

では、再開いたします。

2 0 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 0 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 5, 0 6 2 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇〇〇さんの道路を挟んで東側になります。

現地を確認したところ、飼料になるのですかね、草が刈ってある状態でした。

借賃は〇〇〇〇円で、期間が 5 年間となります。以上です。

[議長]

2 1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 879㎡ ほか4筆 計7,638㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの畑から西側の畑を1つ挟んで西側になります。

現地を確認したところ、先ほどと一緒に草が刈ってある状態でした。

借賃は〇〇〇〇円。期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

2 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,747㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇の西 200 m ぐらいのところにあります。

現地を確認したところ、大根が植えられていました。

借賃は〇〇〇〇円です。期間が 5 年間ということです。以上です。

[議長]

2 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 1, 916 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇〇〇の道路を挟んで南側にあります。

現地を確認したところ、えん麦という緑肥が植えられていました。

借賃が〇〇〇〇円。期間は 5 年間ということです。以上です。

[議長]

2 4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2 4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 8, 032 m²

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]
はい。3 番、説明いたします。
○○○○さんから○○○○さんへの、農地中間管理事業での利用権設定で
す。
申請地は、先ほど説明した○○○○さん、○○の道路挟んで南側にある○○
○○さんの土地の東隣となります。
現地を確認したところ、えん麦が植えられておりました。
借賃は○○○○円。期間は5年間ということです。以上です。

[議長]
2 5 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]
2 5 番 農地の所在 大字○○字○○****番
畑 5, 8 4 0 m²
利用権を設定する者 ○○○○
利用権の設定を受ける者 ○○○○
担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]
推進委員 3 番。

[推進委員 3 番]
はい。3 番、説明いたします。
○○○○さんから○○○○さんへの、農地中間管理事業での利用権設定で
す。
申請地は、○○さんから350m行って左折して、100m先の右側になり
ます。
現地を確認したところ、緑肥が植えてありました。
借賃が○○○○円。期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

26番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

26番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番

畑 5, 346㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[推進委員3番]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、先ほどの〇〇〇〇さんの西隣になります。

現地を確認したところ、緑肥が植えてありました。

借賃は〇〇〇〇円で、期間が5年間ということです。以上です。

[議長]

27番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

27番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 949㎡ ほか1筆 計2, 529㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の山本浩司推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇から250m先を左折して、15m先の左側になります。現地を確認したところ、えん麦が植えられていました。借賃は〇〇〇〇円で、期間が5年間ということです。以上です。

[議長]

28番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

28番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 1,631㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当の坂本幸推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんより、農地中間管理による公社を介しての〇〇〇〇さんへ賃貸借の申請です。

〇〇〇〇さんは亡くなられておられて、相続人代表の〇〇〇〇さんとの新規での契約になります。

申請地は、〇〇坂を上り詰めたところから100mほど行くと、右の方に〇〇の〇〇が広がっております。

〇〇の中ほどに、〇〇の農機具倉庫があります。その西側の申請農地になります。

えん麦が植えてありました。

期間は10年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

29番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

29番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 2, 629㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

本件は、未相続農地となっております。

担当の坂本幸推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員7番。

[推進委員7番]

はい。7番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから公社を介して〇〇〇〇との賃貸借の申請です。

〇〇〇〇さんは亡くなっておられて、相続人の〇〇〇〇さんとの新規での契約になります。

申請地は、〇〇を〇〇の方に80mほどのところに、西方向に行く農道があります。

その農道を150mぐらいのところの右側に申請農地はあります。

〇〇が植えてありました。

期間は5年で、年間10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

30番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

30番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 3, 534㎡ ほか3筆 計6, 278㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小原拓也推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員5番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区〇〇さんから東へ行き、〇〇の〇〇を右折して100m 行った左側になります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

反当り〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

31 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

31 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 1, 249㎡ ほか8筆 計12, 390㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の小原拓也推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 5 番。

[推進委員 5 番]

はい。5 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西に行き、2つ目の十字路を右折して、〇〇〇〇さんのハウスのところを左折して行った、突き当たりの右側と左側の農地になります。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

反当り〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

32 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

32番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 700㎡ ほか6筆 計4,017㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい。1番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、中間管理機構を使った利用権貸借でございます。

申請地は、〇〇の〇〇の3筆なのですが、〇〇〇〇さんのハウスの北側でございます。

現状は3筆が1枚になっていました。綺麗に耕運されていました。

また、残りの4筆は、先ほど説明した20mほど行ったところに連なっております。

こちらも、現状は綺麗に耕運されていました。

〇〇〇〇さんは、露地野菜のキャベツを中心に早期水稲、WCSなどを栽培される認定農業者でございます。

期間は5年で、10a当たり賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

33番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

33番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 388㎡ ほか1筆 計924㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当の宮越美秋推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員1番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、中間管理機構を使った利用権貸借です。

申請地は、〇〇の前の道路を東へ 8 0 m ほど行った南側に申請地はございます。

現状は、綺麗に耕運されていました。

ここも 2 筆と書いてありますが、現状は 1 枚になっていました。

〇〇〇〇さんは、ハウスきゅうり、早期水稻、WCS を栽培される認定農業者でございます。

期間は 5 年で、1 0 a 当たりの賃借料は〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

[2 番]

いいですか。

[議長]

はい、2 番。

[2 番]

3 2 ページ、1 1 番の案件なのですが、1 0 a 当たりの使用料が〇〇〇〇円としてありますけど、これ何か意味があるのですか。

[事務局]

すみません。私の方から。

継続の案件で、1 反当たりの賃料も低かったんで、私が担当に確認したのですけれども、前の契約の時もこれで保全という形でやってもらっているから、これぐらいの賃料で同条件という形になっています。

[2 番]

はい。わかりました。

[事務局]

掛け算すると、ちょうど全部で〇〇〇〇円になります。

[3番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい。

[3番]

教えていただきたいのですが、この〇〇の方は反当が〇〇〇〇円、〇〇〇〇円とか〇〇〇〇円とかなのですが、これは水料とかは入ってないですね。

ということは、今説明を受けると、ロータリーがかけてあったとか、緑肥があったということなのですが、〇〇〇〇円くらい払っても元は取れるということですかね。

そういう作物を植えているということですよ。

[推進委員 7番]

〇〇〇〇さんは、前契約してあって、今再契約を頼んでいて、けども〇〇〇〇円以下だったらだしています。合わないらしいです。水代を払っていたら。だから〇〇〇〇円以下は貸さないそうです。

水代も払ったら残らないです。

[2番]

いいですか。

[議長]

はい。

[2番]

今の案件ですが、私、〇〇、〇〇を担当していますが、〇〇と〇〇の一部が、一ツ瀬パイロット事業入ってないところがあるのです。

そこあたりは、10a当たり〇〇〇〇円。一ツ瀬パイロット事業が入っているところは、〇〇〇〇円という暗黙の了解で、動いているところがあります。それに該当するのではないかなと思います。

[3番]

私の辺りのこちら畑の方は、〇〇〇〇円、〇〇〇〇円と思いますけどね。収益があるのかな。

[議長]

ただ、地域によって値段差があるのですが、前回は継続されている方は、なかなか下げてもらえないという実情もあり、だんだん少し安くなって〇〇〇〇円ぐらいですけども、なかなか下げてくれと言えない現状があって、

[2番]

全盛期〇〇の生産者と〇〇と競争で上げたのです。

それが、まだその継続の一部が残っていて、〇〇の生産者はもうほとんどいなくなったけど、〇〇の方は土を持っていく部分もあるから、なかなか下げにくいかなと思います。

[議長]

その相手によって、なかなか下げてもらえないというのがあって、そういう感じであります。

[推進委員7番]

〇〇〇〇は、今縮小しています。前は土地を買ってくれていたのですが、今は買うどころか売ると言っています。

[議長]

その他何かありますか。よろしいですかね。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

[3番]

ちょっといいですか。

[議長]

はい。いいです。どうぞ。

[3番]

38ページの25、26〇〇〇〇さん、今までの経営面積はゼロじゃないですか。

[議長]

〇〇地区の人で、高鍋にはないということです。

[3番]

了解しました。

[議長]

それでは、質問もないようですので採決いたします。

2番から33番まで、32件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から33番まで、32件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって2番から33番まで、32件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号9、議案第64号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。

1番から16番まで16件の案件について、順次説明を行った後に一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは異議がないようですので、順次説明を行った後に一括して採決することといたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。43ページをお開きください。

議案第64号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」です。

今月の15日と16日の2日間で、非農地判断の現地調査において、非農地と判断いただきました16筆を議案に挙げております。

説明につきましては、基本的に1筆ずつ行いますが、複数の筆で既に森林の様相を呈していること等を目視により確認した場所につきましては、該当する複数の筆数にて説明をいたします。

非農地判断マニュアルにより、現況写真を撮影して保存することが明記されておりますので、議案と航空写真のあとに現況写真をつけております。

今回現況写真には、ページがありませんので、後ろから4枚目からになりますけど、順番に見ていただければと思います。

それでは議案、航空写真、現況写真の順に説明をさせていただきます。

まず議案は、43ページになります。

1番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 82㎡

こちらは区域1ということで、松井委員と山本推進委員の担当区域になります。

航空写真は、45ページになります。

場所は、〇〇から南に約300m行った線路の東側の辺りになります。

現況写真につきましては、上の写真の1番になりますが、現況は〇〇沿いで山林原野になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げております。

43ページに戻ります。2番から4番の3筆を説明いたします。

2番 大字〇〇字〇〇****番* 田 39㎡

3番 大字〇〇字〇〇****番* 田 46㎡

4番 大字〇〇字〇〇****番* 田 9.91㎡

こちらも区域1ということで、松井委員と山本推進委員の担当区域になります。

航空写真は、46ページになります。

場所は、〇〇の〇〇の辺りになります。

現況写真が先ほど説明した下の部分になりますけど、現況は原野になっておりまして、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいています。

議案に戻りまして、

5番 大字〇〇字〇〇****番* 田 52㎡

こちらまでが区域1で、松井委員と山本推進委員の担当区域になります。

航空写真は、先ほどの46ページで上の部分の⑤と書いてあるところになります。

場所は、先ほどの〇〇の北側の辺りになります。

現況写真は、4枚目の裏になります。

5番の上の部分をご覧いただきたいのですが、現況は原野になっており、復元しても継続的な利用が見込めないため、挙げさせていただいています。

次、43ページに戻りまして、

6番 大字〇〇字〇〇****番* 田 2.7 m²

ここから区域2ということで、橋口委員と坂本幸推進委員の担当区域になります。

航空写真は、47ページになります。

場所は、〇〇の坂を上がる途中になります。

現況の写真が6番、先ほどの下の部分ですが、現況は狭小地で原野になっており、周辺の山林化により復元しても、継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

7番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 21 m²

につきましては、先ほどの航空写真47ページの左の方になるのですが、先ほどの〇〇の場所から、100mほど進んだ〇〇の手前の辺りになります。

現況写真は、7番になります。

現況は原野になっておりまして、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

続きまして、8番と9番の2筆を説明させていただきます。

8番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 101 m²

9番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 112 m²

航空写真は、48ページになります。

場所は、〇〇を通過して南に進んだところを左折して、200m進んだ辺りになります。

右の方に〇〇と記してありますけれども、こちらの辺りになります。

現況写真が8番と9番を見ていただくといいのですが、8番と9番が繋がっているような感じになっています。

現況は、どちらも原野になっており、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

続いて10番を説明いたします。

10番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 7.56 m²

こちらは、区域3になります。上野委員と久保田推進委員の担当区域になります。

航空写真は、49ページをご覧ください。

こちらは〇〇橋を渡って、先に進むと〇〇、前の〇〇へ向かう道路の西側になりますけど、そちらの〇〇川沿いにあたります。

現況写真は、10番をご覧ください。

現況はまさに狭小地で、山林原野になっており、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため今回挙げております。

11番 大字〇〇字〇〇****番 畑 171㎡

こちらも区域3ということで、上野委員と久保田推進委員の担当区域になります。

航空写真は、50ページになります。こちらが〇〇の南側の辺りになります。左斜め下辺り、ちょっと見えにくいかもしれませんが、マジックで斜線を引いてあるところです。

現況写真は、11番になります。

現況は、山林原野になっておりまして、周辺の山林化により復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

次に12番と13番を説明いたします。

12番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 87㎡

13番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 12㎡

こちらも区域3となります。

航空写真は、51ページになります。

失礼しました、現地の写真の12番、13番の面積が違っております。

49となっているところが87㎡です。そして****番*のところが9.91となっているところが12㎡です。大変失礼いたしました。議案の部分が正しいです。

説明を続けます。

12番と13番、場所は、まず51ページから説明いたします。

場所は、〇〇になります。〇〇〇〇さんの自宅の北側の辺りになります。

現況が道路で分断されて原野になっておりまして、復元しても継続的な利用が見込めないことから、今回挙げさせていただいております。

続きまして、14番と15番を説明します。

14番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 279㎡

15番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 512㎡

こちら区域5ということで、坂元洋子委員と小原推進委員の担当区域になります。

航空写真は、52ページになります。

場所は、〇〇の交差点から北に300mぐらい進んだところになります。

現況は、不整形な山林原野になっており、山林化により復元しても継続的な

利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

16番 大字〇〇字〇〇****番* 畑 48㎡

こちら区域6ということで、坂本会長と宮越推進委員の担当区域になります。

航空写真は、53ページになります。

場所は、〇〇から100mくらい行った西側の辺りになります。

現況は、道路及び宅地に囲まれた原野になっており、復元しても継続的な利用が見込めないため、今回挙げさせていただいております。

以上16筆についてよろしく願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から16番まで、16件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から16番まで、16件の案件について、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって1番から16番まで、16件の案件については、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議案の審議、すべてを終わりました。

これをもちまして、令和5年第11回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会15時59分)